



2026 年 8 月

ご投資家の皆様へ

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

2026 年 5 月～6 月の議決権行使結果およびスチュワードシップ活動の概況について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社運用の投資信託が保有する株式等（REIT 含む）につきまして、2026 年 5 月から 6 月に開催された株主総会における議決権行使指図の結果を取りまとめましたのでご案内いたします。

上記期間に開催された株主総会のうち当社投資先企業数は 1,042 社で、すべての保有株式等について議決権を行使しました。議案件数は 11,109 件となっており、そのうち 1,660 件については反対行使をしました。反対行使を行った主な議案は、取締役・監査役の選解任に係る議案、剰余金の処分に係る議案、役員報酬に係る議案、買収防衛策に係る議案および株主提案に係る議案となっております。

議決権行使結果の詳細は、別紙 1 のとおりとなっております。個別議案ごとの議決権行使結果は、当社ホームページ (<https://www.skam.co.jp/company/stewardship/guideline/>) で開示しておりますので、ご参照ください。

当社は、2014 年 5 月に「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、これを受け入れることを表明しており、また、2021 年 11 月に PRI（国連責任投資原則）に署名しております。昨年度の活動内容および自己評価は、別紙 2 のとおりとなっております。

今後とも、スチュワードシップ活動を通じて、中長期的な視点から、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、お客さまの中長期的な利益向上を実現できるよう努めてまいります。

【議案別議決権行使状況】
(2026 年 5 月～6 月開催の株主総会)

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	反対棄権等合計 (E) (B+C)	議案数合計 (F) (A+B+C+D)	反対等行使比率 (E/F) %
会社機関に関する議案	取締役の選解任 (※ 1)	6,573	1,147	0	0	1,147	7,720	14.9%
	監査役の選解任 (※ 1)	1,576	191	0	0	191	1,767	10.8%
	会計監査人の選解任	12	0	0	0	0	12	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬 (※ 2)	375	20	0	0	20	395	5.1%
	退任役員の退職慰労金の支給	16	2	0	0	2	18	11.1%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	633	37	0	0	37	670	5.5%
	組織再編関連 (※ 3)	8	1	0	0	1	9	11.1%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	27	0	0	27	27	100.0%
	その他資本政策に関する議案 (※ 4)	22	0	0	0	0	22	0.0%
定款に関する議案		203	3	0	0	3	206	1.5%
その他の議案		1	0	0	0	0	1	0.0%
合計		9,419	1,428	0	0	1,428	10,847	13.2%

※ 1・・・原則的に子議案（候補者）ごとの賛否等の件数を集計

※ 2・・・役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

※ 3・・・合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

※ 4・・・自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	議案数合計 (E) (A+B+C+D)	賛成行使比率 (A/E) %
合計	30	232	0	0	262	11.5%

以 上

【2025年度のステュワードシップ活動の概況および自己評価】

原則1：機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、お客さまから委託された資金を運用し、お客さまの利益向上を目指す運用会社として、受託者責任を遂行することを第一義と考えております。

当社は、受託者責任を果たすために、投資先企業の経営状況を的確に把握し、ESG（環境・社会・ガバナンス）要素を含む中長期的な持続可能性（サステナビリティ）を考慮した分析、評価の実施や建設的な「目的を持った対話」に努めました。また、議決権行使においては、原則として「議決権行使の判断基準」に基づき、すべての保有株式について議決権を行使しました。

これらの活動を通じて、中長期的な視点から、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、お客さまの中長期的な利益向上を実現できるように行動していることから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

原則2：機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、当社または信金中央金庫のグループ会社とお客さまの間、ならびに当社のお客さま相互間における取引等に関し、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引等を適切に管理し、お客さまに安心して当社のファンドをご利用いただけるよう、「利益相反管理方針」を定め、ホームページ（<https://www.skam.co.jp/company/stewardship/coi/>）で公表しております。

当社は、議決権行使の判断にあたっては、原則として「議決権行使の判断基準」に基づいて行うとともに、利益相反管理が必要な企業の管理方法を定めて、適切に管理を行っております。また、投資判断についても、社内規程により管理態勢を整備しております。利益相反が生じる場合は、「利益相反管理方針」に従い、お客さまの利益を最優先するべく行動していることから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

原則3：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、投資判断を行う運用担当者による財務情報の分析に加えて、ESGを含めた非財務

情報の収集および分析を行うとともに、企業への取材等を継続的に実施することで、投資先企業の状況を的確に把握するよう行動していることなどから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

特にアクティブファンドについては、運用戦略との整合性がとれる範囲において ESG 要素を考慮した投資プロセスを導入しており、中長期的なパフォーマンスの向上に資することを目指しております。

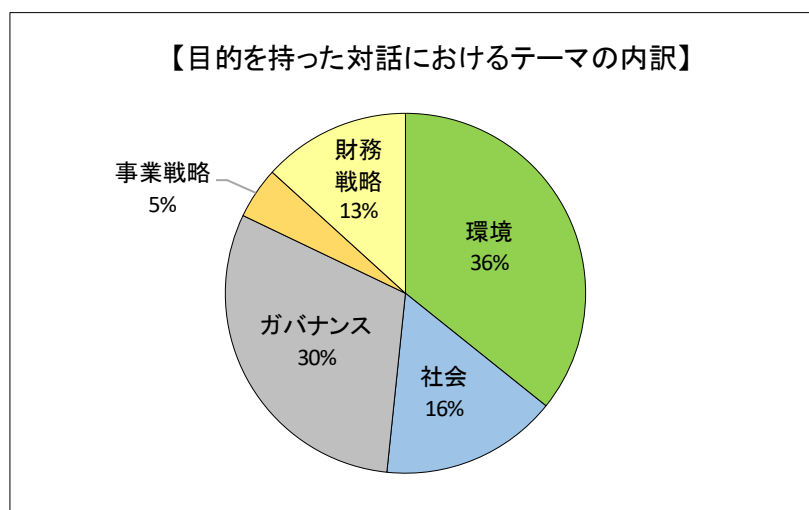
本年度は、以下のとおり決算発表やその他の機会を通じて、投資先企業および投資候補先企業の経営陣や IR 部門などの担当者と個別対話等の場を持ちました。なお、「目的を持った対話」については、パッシブファンドにおける投資先企業のうち、ESG に関する評価が相対的に低い企業に対して重点的に取り組んでおります。

企業との対話状況（2025年度）

形態	件数（件）
個別対話	226
目的を持った対話	91
IRのみを対象とした対話	135
説明会等	341
施設見学等	12
合計	579

原則 4：機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、受託者責任を果たすために、サステナビリティを考慮し、中長期的な視点から投資先企業の企業価値および資本効率を高め、持続的成長を促すことを目的とした対話を当該企業と建設的に行うことを通じて、課題等に係る認識の共有化を図るよう行動しております。



投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、当該企業と課題等について、さらなる認識の共有化を図るとともに、改善に向けた取組みを促すよう行動しております。本年度は、気候変動関連、ダイバーシティ、資本政策および議決権行使などのテーマに関して、投資先企業の経営陣や担当者との対話を行いました。

なお、当社では建設的な対話を行うことを目的として、投資先企業から株式の保有状況に係る説明について求めがあった場合、原則として当該企業との対話の中で回答することとしております。対話実績のない企業から株式の保有状況に係る説明について求めがあった場合は、当社が指定した外部機関による真正性の確認を経て回答することとしております。

当社では投資先企業とのエンゲージメントを単独で実施することを基本としております。ただし、対話内容および業務の効率性等を勘案したうえで必要に応じて、協働エンゲージメントへの参加を検討することとしております。

【本年度における対話例】

対象企業	対話テーマ	対話内容等
A社（その他金融業）	資本収益性	資本収益性が相対的に低く、PBRが1倍未満で推移している企業と資本収益性の改善に向けた対話を行いました。同社からは、PBR1倍となる株価水準を目指すために資本収益性を改善していくこと、また、資本収益性を改善するための施策として、顧客戦略に基づいて成長投資を実施していくという説明がありました。資本収益性の改善に向けて、引き続き今後も同社と対話を行う方針です。
B社（金属製品）	取締役会の構成	独立社外取締役の構成比率が低い企業と、取締役会の構成に係る対話を行いました。同社からは、独立社外取締役の構成比率については社内で議論しているテーマの1つではあるものの、まだ対応を検討している状況という説明がありました。その後の株主総会において、社内取締役を減員した結果、独立社外取締役の構成比率が1/3以上に改善されたことについては一定の評価ができます。
C社（電気・ガス業）	女性取締役	女性取締役がいない企業と、取締役会の多様性に係る対話を行いました。当社では近年、女性取締役の登用が求められていることについて認識しているものの、現状ではまだ検討段階という説明がありました。翌年の同社の株主総会後も女性取締役がいない状況でしたが、その後の対話において、現在、候補者を選定している状況という説明がありました。直近の株主総会において、同社で初めて女性の社外取締役が選任されたことについては一定の評価ができます。
D社（金属製品）	中期経営計画	中期経営計画を開示していない企業と対話を行いました。同社からは、中期経営計画の開示について、現在、社内では対応を検討している状況という説明がありました。その後、同社のHP上で3か年の中期経営計画が開示されました。当該開示内容は十分ではなかったものの、同社において中期経営計画が開示されたことについては一定の評価ができます。中期経営計画の開示の充実化に向けて、引き続き今後も同社と対話を行う方針です。
E社（REIT）	気候変動関連	GRESB評価が相対的に低い投資法人と、当該評価の改善に向けた取組みについて対話を行いました。同投資法人からは、今後は評価の改善を目指して開示に関する項目にも対応していきたいという説明がありました。その後、同投資法人の評価が一段階引き上げられたことについては一定の評価ができます。GHG排出量削減に向けて保有物件への再エネ由来の電力導入にも取り組んでいることから、引き続き今後も同投資法人と対話を行う方針です。

当社は、投資先企業の公表された情報をもとに、当該企業との対話を行います。万が一、未公表の重要事項を受領した場合は、インサイダー情報として社内規程に基づいて適切な情報管理を実施しております。以上のことから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

原則 5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長に資するよう、原則として「議決権行使の判断基準」に基づき、本年度はすべての保有株式について議決権を行使しました。

議決権行使結果については、議案の主な内容ごとの集計結果および個別議案ごとの議決権行使結果をホームページ (<https://www.skam.co.jp/company/stewardship/guideline/>) において公表しました。個別議案ごとの議決権行使結果の開示については、四半期ごとに実施しており、投資先企業との対話等に資するものと考えております。

本年度も、投資先企業の企業価値の向上に資することを目的として、「議決権行使の判断基準」の見直しを実施しております。具体例としては、株主還元基準について、自己資本比率の高い企業に求める総還元性向の数値を 50%以上(従来は 30%以上)へ変更しました。また、女性取締役基準について、適用対象となる企業をプライム市場上場企業(従来は TOPIX500)へ拡大するとともに、女性取締役の人数の基準を 10%以上(従来は 1 名以上)へ変更しました。

議案については形式的な判断にとどまるのではなく、必要に応じて一部の企業とは議決権行使の議案に係る個別の対話を行い、その結果を一部の議案の賛否に反映させていることなどから、当該原則について適切に対応していると評価しております。当社では議決権行使の賛否判断において、「議決権行使の判断基準」とは異なる判断を行う場合や、議案内容を個別に検討する必要がある場合は、議決権行使検討会議において指図方針を検討・策定することとしております。

なお、議決権行使助言会社のサービスについては、現在、当社では利用しておりません。

原則 6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、議決権行使結果、「議決権行使の判断基準」およびスチュワードシップ活動の概況について、ホームページ (<https://www.skam.co.jp/company/stewardship/guideline/>)

で定期的に公表していることから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

原則 7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、本コードの趣旨に則り、投資先企業の持続的成長に資するスチュワードシップ活動を適切に行えるよう、運用企画部において「責任投資推進室」を設置し、スチュワードシップ活動に係る企画立案および推進等を行う担当部署として位置付けております。

本年度の企業との対話においては、当面の業績動向だけではなく、中期経営計画の方針や計画を達成するための具体策および長期的な成長戦略や株主還元策など、株主価値を向上させるための方策や効率的な資本政策について議論しました。また、ESG 関連のセミナーおよび勉強会に出席したほか、投資先企業の工場見学や REIT の物件見学を行うことなどにより、投資先企業の状況把握に努めました。

当社は、投資先企業とサステナビリティの考慮に基づいた対話を行うために、投資先企業や事業環境等に関する理解を深め、スチュワードシップ責任を果たすための実力を高めていくよう行動していることから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

当社は、本コードの各原則の実施状況に係る自己評価を定期的に行うとともに、自己評価の結果をスチュワードシップ活動の報告とあわせてホームページで公表しております。

以 上